

議案第247号

指定管理者の指定について

浦和総合運動場等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市浦和区本太4丁目129番1ほか	浦和総合運動場
さいたま市緑区大字三浦6836番1	三浦運動公園
さいたま市浦和区常盤9丁目199番1ほか	浦和北公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 URAWAスポーツパークJV
- (3) 代表者 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
理事長 渡邊 誠吾

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで